

- 主文
- 一 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 事実
- 一 控訴人は「原判決を取消す。本件を佐賀地方裁判所に差戻す。」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。
- 二 当事者の主張及び証拠関係は、左記のほか原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。
- 新たな証拠として、控訴人は甲第二ないし第五号証を提出し、乙第一一号証、第一三ないし第一六号証の成立は（ただし、第一三ないし第一六号証については原本の存在とも）認めるが、第一二号証の成立は知らないと述べた。
- 被控訴人は乙第一一ないし第一六号証を提出し、甲第二ないし第五号証は原本の存在及び成立とも認めると述べた。
- 理由
- 一 当裁判所も、控訴人の本件訴えは不適法であり、却下を免れないものと判断するが、その理由は原判決に説示のとおりであるから、これを引用する。
- 二 してみると、原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官 矢頭直哉 権藤義臣 小長光馨一）